

中核市移行に向けた保健所設置への支援を求める要望書

平成26年11月
全国特例市市長会

中核市移行に向けた保健所設置への支援を求める要望書

中核市・特例市の各都市はその制度創設以来、住民に最も身近な基礎自治体としてだけでなく、地域の中心的都市としてその役割を果たしてきました。

そうした中、より一層の地方分権の推進を目指した全国特例市市長会の活動に加え、この間の政府・与野党の御尽力もあり、中核市指定要件の引下げ（人口 20 万人以上）が盛り込まれた地方自治法の改正案が成立・公布されました。

法改正を踏まえ、全国特例市市長会の会員市を対象としたアンケートによれば、「中核市移行を希望する」、または「移行を検討中」という市が大半を占め、地方分権時代の中で、自律した都市自治体を目指す動きは加速しているところですが、一方で、多くの市が保健所設置に係る人的・財政的な面で財政負担を大きな課題として挙げています。

そこで、今般の制度改正がより多くの基礎自治体によって活用される、実り多きものとなるよう、中核市移行に向けた保健所の設置に際し、次の 3 点について要望します。

1 専門職の確保の問題について対策を講じること

保健所設置に際し必要となる専門職について、全国的にその確保が困難な状況である。とりわけ公衆衛生を担当する医師の不足は顕著であり大きな問題となっている。各自治体が円滑に保健所を開設し、保健衛生業務に支障なく運営が行えるよう、実情に合わせた保健所長の資格要件の設定等、問題解決に向けた対策を図ること。

2 保健所設置に係る財政的支援をすること

府県からの派遣職員受入れに係る人件費、施設やシステム等のインフラ整備に係る多額の費用負担及び保健所の運営に係る事業費等の大幅な増額が見込まれる。こうしたインフラ整備に係る経費や人件費、事業費等に対し、激変緩和措置として補助金等を創設するなど適切な財政的支援を図られたい。

また、現行の中核市（人口 30 万人以上の都市）と新制度での中核市（人口 20 万人以上の都市）では事業所税などの税財源等の違いもあるため、税財源等の移譲も含めた財政的な措置を講ずること。

3 保健所の所管区域の見直しに関して国、都道府県及び特例市が課題を共有し、問題の解決に向けて取り組むこと

保健所所管区域は医療法や介護保険法に規定する区域を参酌し設定されているが、1 市 1 保健所ではなく複数の市町村を圏域として設定されていることが多い。しかしながら、近年の市町村合併の進展や中核市移行の増加に伴い、保健所所管区域（圏域）の中で残されたエリア、いわゆる「飛び地」や「虫食い」の問題が発生している。現在の特例市の中にも当該特例市を含む複数の市町村で一つの保健所所管区域（圏域）として設定されているところが多く、今後の中核市移行の流れの中で市保健所設置数が増加した場合、同様の問題が発生することが想定される。「飛び地」問題やそれに伴う圏域の見直しは保健所設置市単独では解決できないことから、国と都道府県、市でその圏域見直しに関する課題を共有し、解決に向けて対策を図ること。

平成 26 年 11 月 5 日

全国特例市市長会会長 服 部 信 明